

事例問題への対応

担当：菊池 徹

I. 解答を導くポイント

事例問題といえども、特別難しいこと、知らないことが問われているわけではありません。むしろ、法律の解釈が問題となる一般的な形態なのです。従って、落ち着いて下記の対応を行えば、大筋で出題者の聞きたいポイントに適切に答えることができます。

そのためには、答案構成に、20分～30分ほど掛けてもかまいません。事例問題に対する解答は、「量」ではなく「質」が勝負だからです。出題者の用意した道筋から大きくそれることなく解答することがポイントです。実際の実務も、全てが事例問題なのです。

II. 問題文のタイプ

- (1) 結論型――適用のある・なしを求める問題
ex. 侵害となるか?、無効とできるか?、どのような処分がなされるか?
- (2) 列举型――広く浅く関連事項をリストアップする問題
ex. どのような措置を執ることができるか?
どのような条件が必要か?
A) 権利者側 → だいたいの対応は条文に明記されている
B) 第三者側 → 多少実務的な観点も加味する必要あり

III. 解答すべき事項

上記II. の(1)(2)はいずれにしても、結局は、とある条文なり、解釈の「適用の有無」が問われていることに気付くと思います。従って、解答すべきは「適用の有無」、即ち、「要件の検討」という至極当然の作業が要求されているに過ぎないことを常に意識することが大切です。

具体的には、「事実の認定」と「そこへの法の当てはめ(適用)」という作業が基本になるということです。これを踏まえて、以下に、実際の処理手順を考察しましょう。

IV. 実際の処理手順

(1) 題意把握(問題文の事実 → 関連条文・事項の特定)

通常、出題者は問いたい事項から問題文を作成していきます。具体的には、問いたい事項の適用の要件のうちの一部を、ブランクにしていきながら、問題を作成します。とすると、解答する場合には、この逆の手順、即ち、問題文に記載されている事実から、関連条文を特定してやればよいのです。

当然といえば、当然ですが、この作業を、特に、次のように、ある程度機械的に行うことが大事です。具体的には、その「問題文の事実」を細かく分けて列举し、「その設問の事実を要件としている条文」を特定します。これが問われている事項です。

- ex. 問題文の事実 → 「公開されている」「出願に係る発明を実施している」
問われている事項 → これらの事実を適用の要件とする補償金請求権(65条)

- ※ 登録後の実施については問題文に言及なし → 解答不要
→ 勝手に条件を設定して、問題を作成しないこと
∵ 上記の出題手順からすれば、出題者は想定していない
→ 「問題文から不明の事実は場合分けをして考える、書く」というのは、後述する、このようにして特定された「問われている関連条文の要件の検討(適用の有無)」に関して不明な要件はどれか、ということです。問われている事項そのものの特定に際して、条件を勝手に付すと、余事記載が多い題意把握ミス答案となります。

(2) 問題文の事実には、基本的には、すべて意味がある。

上記の作業を行った場合に、問題文に示された事項で、対応する要件を検討していない事実があれば、まだ、隠された要件が残っているはずですが、従って、落ち着いてもう一度要件を洗い直してみましょう。

なお、問題文のうち検討済みの事実を()等で括っておくと、未検討の事実が一目瞭然となります。但し、惑わすために敢えて余計な条件が入っていることもたまにあるので、その点は注意が必要です。

(3) 適用の有無の判断(関連条文・事項の適用要件 → 問題文の事実)

上記のようにして、問われている事項を特定したら、次は、逆に、その関連事項の適用要件に、問題文の事実を一つずつ対応させて照らし合わせることに。

- ① 関連する条文、事項の「要件」を細かく挙げる(箇条書きでもOK)。
- ② 問題文の事実を、①の各要件に照らし合わせて当てはめていく。
- ③ その結果、その規定又は制度の適用の有無が判明する(=結論)。
A) 結論型 → 適用の有無が判明
B) 列举型 → 問題文からは不明の事項が列举すべき事項

- ※ ①に際しては、関連条文そのものだけではなく、その条文の適用要件の全てを挙げるのが重要です。
ex. 問われている事項 → 商標法第4条第1項第10号
検討すべき要件 → 10号のみではなく4条3項等も視野に入れて検討
→ その意味において、基本問題をしっかりと書けることが大前提となります。
このことから、近年の本試験で問われる問題は難しい事項が多いと言っても、決して基本を疎かにしてはならないことが理解できると思います。

(4) 要件に対応する事実が問題文に存在しない場合には、場合分けを！

出題者も、解答に必要な事実の全てを予め明示しているとは限りません。この場合、上記(3)の作業において、「要件」を「事実」とを照らし合わせた結果、とある「法律上の要件」に該当する事実が明示されていないときには、その事実の有無が適用の有無を左右することになります。

従って、解答においては、そのブラックボックスとなっている部分について、場合分けをして結論を導く必要があります。(但し、明文はなくても、常識から考えて問題文から読み取れる場合は除く。)

- ex. 問われている事項 → 組物の意匠(意匠法第8条) → 組物の定義
①同時に使用される2以上の物品であって省令で定めるもの → 判明○
②組物全体として統一があること → 不明?
→ i) 統一がある場合(一意匠)と、ii) 統一がない場合(複数意匠)とに、分けて展開

(5) 時期的要件は答案作成日を基準に！

除斥期間等は、答案作成日を基準に、経過等の有無を判断することが前提です。

V. 答案への表現上の注意

以上のようにして答案構成の段階で、一定の解答を導き出したら、次の点に注意して 答案に表現することが大事です。実際には、上記の処理手順に沿った表現となります。

(1) 事実分析は、「事実」と「要件」との結び付きを明示する！

単なる問題の繰り返しでは却って採点者の心証を害するだけです。事実分析をする意味は、要件の判断に関連する結び付きのみを明示する点にあります。

従って、上記IV. (1)で行った、「問題文の事実」と「関連する条文」との結び付きを指摘することが大切です。

(2) 問題文の言語をそのまま使って答えること！

- ① 主体・客体の特定
問題文で設定された「甲、乙」、「イ、ロ」、「A、B」、「X、Y」等の文言は、勿論、ことある毎に、そのまま使って解答する。
- ② 文末
解答する場合にも、各文章、特に、結論に相当する部分については、問題文の言葉をそのまま使って解答することが大切です(題意を常に意識する)。
ex. 1) 問題文 → 必要があるか。
解答 → 必要がある。
ex. 2) 問題文 → いかなる措置を執ることができるか。
解答 → ～という措置を執ることができる。

(3) 理由付けは、適用の有無の理由を！

上記の通り、事例問題は、「事実の認定と、その事実に対する法の適用の有無」が問われています。従って、理由付けも、「その事実、なぜ、この法律が適用されるか?又はされないのか?」という視点から、行う必要があります。

その結果、一般的な理由は、それが事実への法の適用の有無を解釈するに当たり必要な場合を除いては、不要ということになります。このことは、一般的な定義や解釈についても同様です。

(4) 全体構成も関連規定の要件に沿って挙げること！

事例問題だからといって、かっこよく決めようとする必要はありません。必要な事項をきちっと、どこかで検討しているか(質)が問題なのです。従って、必要以上に全体構成に凝ったり、難しく書き上げる必要はなく、以下のとおり対応すれば大きな問題なく、構成に迷うこともありません。

- ① ピンポイント(1つの事項のみが問題となっている)問題
その事項(規定・制度等)の通常の構成に従って順に検討していけば大丈夫です。
- ② 広く浅く要件を検討すべき問題
各事項につき、適用の有無を導くのに直接関連する要件と事実のみを指摘・検討すれば足ります。

以上